

東海村立東海南中学校いじめ防止基本方針

東海村立東海南中学校

はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、また、「いじめの防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため「茨城県那珂郡東海村立東海南中学校いじめ防止基本方針（以下「東海南中学校の基本方針」という。）を策定いたしました。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた生徒の心身の健全な成長・人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

学校は全ての生徒にとって、安心して楽しく学び生き生きと活動できる場であることが大切です。学校はいじめの問題の解決について大きな責任を有しており、生徒の夢実現に向けて様々な活動に自立的に取り組むことができるよう「子どもの立場に立った学校運営」及び「開かれた学校」を基本姿勢として学校運営の改善を図る必要があります。

今後、この「東海南中学校の基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に係る皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは全ての生徒に係る問題であり、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要である。したがって、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにするとともに、全ての生徒がいじめを行わないように、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめを決して許さない意識を育む。また、関係機関・関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けての対策を講じる。

(2) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項より）

(3) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等のために、以下の点を全職員が認識して取り組む。

- ア いじめはどの子どもにも起こりうる、またいじめはどの子どもも被害者にも加害者にもなり得るため、日常的に生徒の行動を把握する。
- イ いじめの未然防止には、生徒が主体的に参加できるような授業作りや集団作り、学校作りを行う。
- ウ いじめは周囲が気づきにくい形で行われることが多いため、早期発見には、ささいな兆候であっても、これを見逃さず、いじめではないかとの考えをもって、積極的に認知する。
- エ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害生徒を守り、加害生徒に毅然とした態度で指導をする。

(4) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の取組の徹底を図ることを本校の目標とする。

- ア 未然防止への取組の徹底
- イ 早期発見への取組の徹底
- ウ 早期解消への取組の徹底
- エ 関係機関との連携の徹底
- オ 教職員研修の充実の徹底

2 いじめ防止等に取り組む組織

効果的にいじめ防止等に関する対策を行うため、拡大生徒指導部員会を設置する。この組織は、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーにより構成する。必要によって、校長や当該生徒の担任、学年主任などが加わるものとする。この組織は、生徒指導主事を代表とし、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う上での中核となる役割を担う。

時間割の中に生徒指導部員会の時間を設け、週に1回程度、情報交換や諸問題の対策等について話し合うこととする。

3 いじめの防止等のための基本施策

(1)未然防止

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に欠かせないことを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

イ 生徒一人一人を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした教育環境を整備する。

ウ 生徒が、いじめを自分たちの問題としてとらえた主体的な話し合い活動をとおして、人権意識の高揚を図ることができるように支援する。

エ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行う。

オ 生徒、保護者、及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

カ 生徒会、部長会と連携して「いじめ防止フォーラム」実施し、生徒主体での啓発を行う。

(2)早期発見

ア 日常的に生徒の様子や行動を観察しつつ、教師と生徒との信頼関係を築くとともに、保護者と連携を図りながら、変化を把握するように努める。

イ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する質問票の使用(学期に1回程度)、生徒との面談(3学期及び随時)等による定期的な調査その他の必要な措置を講じ、情報を全職員で共有する。

ウ 生徒及びその保護者、その他関係者がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

エ 毎年6月、11月及び2月をいじめ防止月間と定め、いじめ防止に対する意識啓発を行う。

オ いじめが生徒の心身におよぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談等について、その理解が深まるよう、家庭、地域に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。

(3)いじめへの対処

ア いじめに係る通報を受けた場合において、生徒がいじめを受けているとわかったときは、拡大生徒指導部員会に校長、当該生徒の担任、学年主任などを加えた、いじめ対応委員会を設置し、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。

i いじめを受けた生徒に対する支援、並びにその保護者に対する情報提供及び支援

ii いじめを行った生徒に対する指導及び支援、並びにその保護者に対する情報提供及び助言

iii 全体(学級、部活動、遊び仲間等)の問題として、生徒への指導

イ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会と協議の上、必要に応じて警察との連携を図る。

(4)相談の対応

ア 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。

イ 教育相談活動の充実を図る。

i 三者相談、二者相談の定期開催を行う。

- ii スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努める。
- iii 学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関に関する情報を周知する。

4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、必要に応じて関係機関との適切な連携を図ることが大切となる。そのため、平素から警察等の関係機関の担当者との情報交換等をとおして、情報共有体制を構築しておく。

(1) 保護者

懇談会や三者相談等において、「家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係作りをする。インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、携帯電話やPC等については、保護者の責任及び監督で行われるよう協力を呼びかける。

また、いじめが起こった場合、速やかに被害生徒と加害生徒それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行うようにする。

(2) 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員、児童委員青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、裁量を得ながら対応する。また、学校Webや学校だより等による情報発信や地域行事等に参加することにより地域住民との連携を深める。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、教育委員会と連絡を取り合い、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている生徒の生命または身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(4) その他

学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や生徒が在籍する学校と連携して対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

スクールカウンセラーを交えたカウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。特に、若手教員研修の機会の充実を図る。

(2) 事例研究

事例研究をとおして、いじめの早期発見や解消方法等についての理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、情報モラルやインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の理解を深める。

6 重大事態への対処

重大事態とは・・・ 法第28条第1項

- ・いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・その他、関係機関・関係者が認めるとき。

(1) 発生報告

重大事態が発生したときには、教育委員会を通じて速やかにその旨を村長に報告する。

(2) 実態把握

教育委員会と連携の下その事態に対処するとともに、速やかに組織（拡大生徒指導部員会及び当該生徒の担任、学年主任等で構成）を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(3) 被害生徒及び情報提供者保護

いじめの被害を受けた生徒の生命または身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

(4) 加害生徒対応

いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、被害を受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供するもとする。提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で行う。

(6) 村長への報告

上記調査結果については、教育委員会を通じて、村長に報告する。

(7) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的なケア等、落ち着いて学校生活を送ることが出来るための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。

加害生徒に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

7 基本方針の取組の検証・見直し

本校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、校長及び拡大生徒指導部員会において目標に照らし合わせながら検証し、必要に応じて見直す。